

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

第9条の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第1項を次のように改める。

任命権者は、次の各号に掲げる職員から当該各号に定める請求があつたときは、第8条第1項に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、第1号に掲げる職員にあつては災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合、第2号に掲げる職員にあつては公務運営に支障がある場合はこの限りでない。

- (1) 3歳に満たない子の養育をする職員 当該子の養育のための請求
- (2) 要介護者の介護をする職員 当該要介護者の介護のための請求

第9条の2第2項中「育児」の次に「又は介護」を加える。

第10条第1項中「、公務運営に支障がある場合を除き」を削る。

第14条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第18条第1項中「前条に規定する」を「特別休暇に当たる」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第18条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間（特別休暇に当たるものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

- 2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。